

SETAGAYA

世田谷区 第三次住宅整備方針

「安心と支えあいを実感できる質の高い住まい・まちづくり」を目指して

（概要版）

平成23(2011)年3月

世田谷区

[平成23～32年度]



● 目的と位置づけ ●

【目的】

本区の住まいをめぐる社会動向、地域の状況、これまでの取り組みの実績等を踏まえ、今後10年間（平成23～32年度／2011～2020年度）の新たな住宅施策を推進するための基本方針として策定します。

【位置づけ】

世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とする本区の住宅政策領域（住宅・住環境・暮らし）に関する基本方針です。

● 住宅事情等の動向と課題 ●

【広域的な動向】

- 住宅の量的充足に伴い、住宅の量の確保から質の向上へと住宅政策が移行。
- 住宅に求められる質の多様化、高度化に対応するために健全な市場の形成を促進。同時に消費者利益保護のための法制度を拡充。
- 住宅行政が福祉・街づくり、環境、教育などの分野と連携してニーズに対応する必要性が増大。
- 地域住民、NPO、事業者、専門家等の連携による、地域の実情を踏まえた政策の必要性が増大。

【世田谷区の現状】

- マンションが増加するなか、マンションをめぐる課題への対応の重要性が増大。
- 単身世帯は増加傾向にあり、全世帯に占める割合は約半数を占める。
- 高齢化の進展に伴い、高齢者のみ世帯が全世帯に占める割合は平成17年では約2割まで増加。
- 空家率は、平成20年に7.6%と改善がみられたが、依然として35,000戸以上の空家があり、有効活用が必要。
- 老朽木造住宅の改善や居住水準は改善傾向にあるものの、民営借家の居住水準、バリアフリー化、省エネルギー設備の整備は依然として遅れており、民営借家の質の向上が課題。

【課題】

(1) 安全・安心な住まい・まちづくり

適切な住宅選択ができる良好なストック形成と有効活用
防災性の向上／防犯性の向上／化学物質等による環境汚染の防止

(2) 高齢者、障害者、子育て世帯など多様なニーズに対応した住まい・まちづくり

だれもが暮らしやすい住宅の整備・改修促進
道路・歩道のバリアフリー化の推進／子育て支援の拡充
医療・福祉サービスとの連携／高齢者や障害者等が入居しやすい環境づくり

(3) 住宅困窮者に配慮した住宅・住環境づくり

住宅困窮者の住まいの確保による住宅セーフティネットの構築
公的住宅の適正な利用促進とセーフティネット機能の強化

(4) 地域や地球の環境への配慮

省エネルギー設備の導入、自然エネルギーの利用促進
住宅の長寿命化、リサイクルなどへの配慮／みどり率の向上及び農地の保全

(5) 地域の魅力・地域への愛着を生かした区民が主体となった住まい・まちづくり

高い定住意向・地域活動への参加意向を生かした区民・NPO・事業者の協働
地域の住宅関連産業の健全な育成／地域に開かれた住まいづくり
住まいに関する学習や相談の場づくり／地域ごとの魅力や資源の活用、景観づくり
地域主体のまちづくりの促進、コミュニティ形成の支援
外国人が住みやすい環境づくり

● 住宅生活の目標 ●

策定の視点

これまでの住宅政策の視点を継承しつつ、新たにソフト施策との連携、環境配慮の促進等の考え方を加えた3つの視点で計画を策定します。

視点1 本質的な暮らしの豊かさの実現

ハード面の豊かさにとどまらず、近隣のコミュニティ形成をはじめ、子ども、高齢者、障害者などすべての人が共に生き、支えあい、過ごしやすい住まいやまちをつくることで、本質的な暮らしの豊かさや地域の価値を高めていきます。

○協働に向けた基盤の強化

区民の地域への愛着の高さに応えるため、区民・NPO等の地域主体の協働を一層充実していきます。

また、地域参加意向のある区民の後押し、住まいに関する教育・学習機会や相談体制の拡充、街づくり条例の活用など、協働のきっかけ・仕組みづくりに積極的に取り組みます。

○福祉施策と連動した住まい・まちづくりの促進

高齢者や障害者など、支援を必要とする方が安心して住み続けられるよう、住宅政策と福祉などの関連する行政分野との一層の連携強化を図ります。

視点2 住宅セーフティネットの構築

経済情勢が低迷を続けるなか、住宅に困窮する方の住まいとして、区営・区立住宅のほか民間賃貸住宅を活用するなど、セーフティネットを構築していきます。

視点3 環境配慮の促進

低炭素社会づくりが重要な課題となるなか、住宅施策においても、省エネルギーや住宅の長寿命化等により、環境負荷を低減するとともに、みどりあふれる住まい・まちづくりを進めます。

基本理念

**安心と支えあいを実感できる
質の高い住まい・まちづくり**

施策体系図

5つの柱を掲げて住まい・まちづくりに取り組みます。

基本方針

基本施策

1

みんなが安らげる
住まい・まちづくり

- (1) 良質な住宅ストックの確保
- (2) 住宅の適切な維持管理の促進
- (3) 防災・防犯の住まい・まちづくり
- (4) 健康的な暮らしを支える住まいづくり

2

いろいろな人が
住みやすい
住まい・まちづくり

- (1) 住まい・まちのユニバーサルデザインの推進
- (2) 子育て世帯が安心して暮らせるための支援
- (3) 高齢者が安心して暮らせるための支援
- (4) 障害者が安心して暮らせるための支援

3

だれもが住み続けられる
住まいづくり

- (1) 地域の住宅関連事業者との協働による住宅の確保・入居の円滑化
- (2) 公的住宅におけるセーフティネット機能の強化

4

環境に優しく潤いのある
住まい・まちづくり

- (1) 環境負荷を抑えた住宅の誘導・住まい方の啓発
- (2) みどりとみずの住まい・まちづくり

5

みんなが進める
愛着のもてる
住まい・まちづくり

- (1) 区民・事業者・NPO等による多様な住まい・まちづくり
- (2) 地域に開かれた住まいづくりの啓発・誘導
- (3) 地域特性に応じた住まい・まちづくり
- (4) 住まいに関わる情報提供・教育・相談体制の充実

①多種多様な住宅ストックの形成
②良質な住宅の整備・形成
③増加する単身用住宅需要への対応

④住宅性能表示制度の活用促進

①民間住宅の維持管理の支援
②マンションの維持管理の支援
③公的住宅ストックの有効活用

①地域コミュニティによる防災・防犯対策
②地震に強い住まい・まちづくり
③水害を防ぐ住まい・まちづくり

④防犯性の高い住まい・まちづくり

①健康的な暮らしの促進
②シックハウス対策等の促進

①住まいのユニバーサルデザインの推進
②まちなかのユニバーサルデザインの推進
③公的賃貸住宅等における福祉施設の整備

①子育てしやすい住宅の確保
②子どもにとって良好な住環境の整備

①高齢者の多様な住替え先の確保
②地域で高齢者を支える仕組みづくり
③住宅資産を生かした安心づくり

①障害者が暮らしやすい住宅・住環境の確保
②支えあいと生活支援の仕組みづくり
③住宅資産を生かした安心づくり

①住宅の取得・買い替えなどの支援
②優良な住宅や事業者などの情報提供
③高齢者・障害者等の民間住宅への入居支援

①区営・区立住宅等の公平・適正な確保
②区営・区立住宅等の公平・適正な運用
③公的賃貸住宅に関する情報提供

①省エネルギー関連設備の導入・再生可能エネルギーの利用促進
②環境共生住宅の促進
③住宅の長寿命化の促進

④住宅建材のリサイクルの促進
⑤住まいにおける省エネルギー行動の促進

①みどり豊かな住まいづくり
②みどりの保全と創出による潤いある住環境の確保
③住宅地における自然の水循環の回復

①区民主体の活動の支援
②新しい住まいづくりの実現に向けた取り組みへの支援
③空家・空室の活用に向けた取り組みへの支援

①地域に対して開かれた住まいの普及
②隣近所のコミュニケーションの確保
③集合住宅における共用部分の地域開放の促進

①適切な住環境の維持・創出の誘導
②地域ごとの個性ある景観・環境づくり

①情報ネットワークづくり
②住まい・まちづくり学習機会の充実
③相談体制の充実と住まいに関する専門家等との連携

政策指標及び目標値

	指標と定義	現状値	目標値
基本方針1	長期修繕計画を作成している分譲マンション管理組合の割合	平成14年 73.6%	平成32年 90.0%
	(仮称)分譲マンション管理組合連絡協議会の設置	平成22年度 なし	平成32年度 設置・交流会の開催
	最低居住面積水準に満たない世帯の割合	平成20年 持家 2.6% 借家 29.8%	平成32年 持家 ほぼ解消 借家 早期解消
	誘導居住面積水準を達成している世帯の割合	平成20年 持家 65.6% 借家 18.9%	平成32年 持家 70.0% 借家 50.0%
	住宅の耐震化率	平成17年度 77.5%	平成27年度 95.0%
	雨水流出抑制の対策量	平成21年度 約23万㎡	平成29年度 約48万㎡
基本方針2	共同住宅の共有部分におけるバリアフリー化率	平成20年 15.5%	平成32年 40.0%
	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	平成20年 一定 ¹ 40.1% 高度 ² 9.7%	平成32年 一定 75.0% 高度 25.0%
	公的賃貸住宅における福祉施設等の整備	平成22年度 32団地	平成32年度 協議の上増設
	子育て支援マンションの認証数	平成22年度 1件	平成32年度 制度の周知・普及啓発 及び増加
	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	平成20年 36.0%	平成32年 50.0%
	バリアフリー化された公営住宅の住棟数	平成22年度 62棟	平成32年度 増加
基本方針3	高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数	平成22年度 647戸	平成32年度 1,500戸
	居住支援住宅認証制度による住宅の認証数	平成22年度 28戸	平成32年度 500戸
	賃貸物件情報提供サービスによる情報提供件数	平成22年度 210件/年	平成32年度 3,000件
	居住支援制度利用件数	平成22年度 67件/年	平成32年度 1,000件
	区営住宅の期限付き入居の導入	平成22年度 なし	平成32年度 導入
基本方針4	家庭部門の二酸化炭素排出量の低減	平成19年度 1,311千t-CO ₂	平成32年度 低減
	住宅の省エネルギー化率 ³	平成20年 15.5%	平成32年 40.0%
	みどり率	平成18年 25.6%	平成29年 27.5%
	公園緑地の整備面積	平成18年度 249.3ha	平成29年度 273.8ha
基本方針5	高齢者のシェアハウス ⁴ ・ホームシェア ⁵ 事業の情報提供・支援・仕組みづくり	平成22年度 活動支援 1回	平成32年度 仕組みづくり・増加
	地域共生のいえづくり支援件数	平成22年度 10件	平成32年度 増加
	公営住宅の集会室の地域開放数	平成22年度 10件	平成32年度 建替え等に伴い増加
	景観計画区域内の行為届出数	平成22年度 77件/年	平成32年度 700件
	「住まい・まち学習」機会数	平成22年度 18回/年	平成32年度 180回

※年間の記述がないものは、累計値です。

1 一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消。

2 高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な道路幅。

3 住宅の省エネルギー化率：省エネルギー住宅を示す統計はないため、二重サッシ等で代用している。したがって、この目標値は参考値としての位置づけである。

4 シェアハウス：一つの家を複数の人と共有して暮らすこと。キッチンやリビング、シャワーなどは住人全員で共有し、部屋は一人ずつ個室を利用する。

5 ホームシェア：資産価値のある住宅を有しながら活用していない高齢者と若者を結びつけて、一つの家複数の人で暮らすこと。

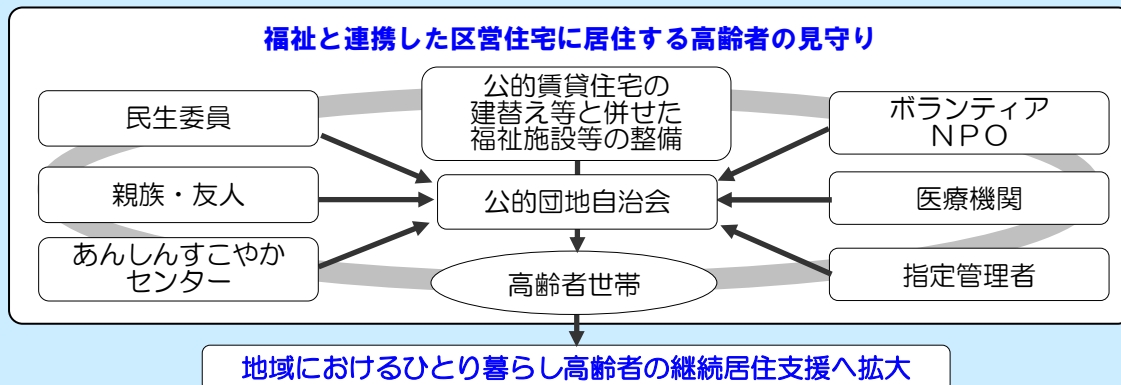
重点プロジェクト

今後5年間で着手し、特に重点的に取り組む必要がある課題については、それぞれの課題解決に向けた取り組みを「重点プロジェクト」として位置づけました。

1. 高齢者の居住支援プロジェクト

ー区営住宅の高齢者見守りネットワーク化支援ー

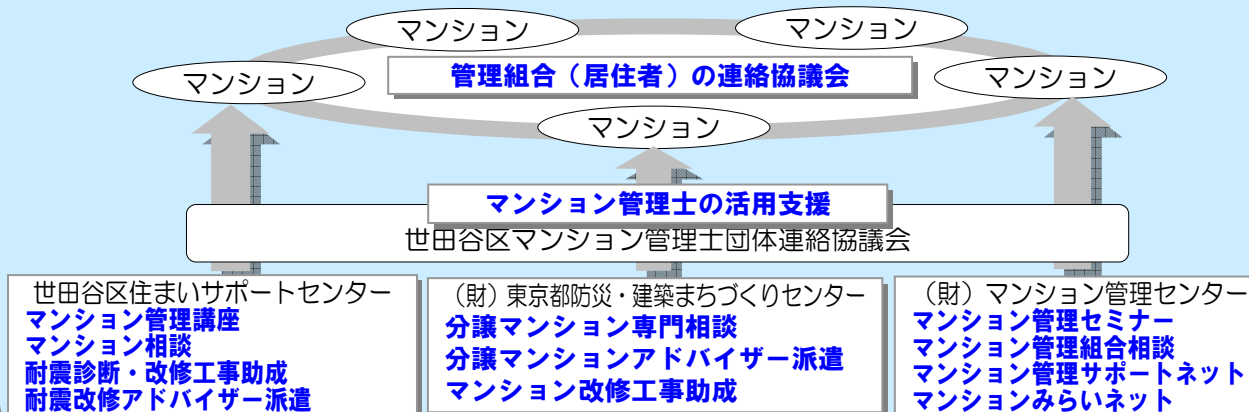
高齢者・障害者等の住まい確保を進めるために、特に高齢化の進んでいる区営住宅の高齢者の見守りネットワーク化を支援します。



2. マンション維持管理支援プロジェクト

ー分譲マンションの維持管理支援ー

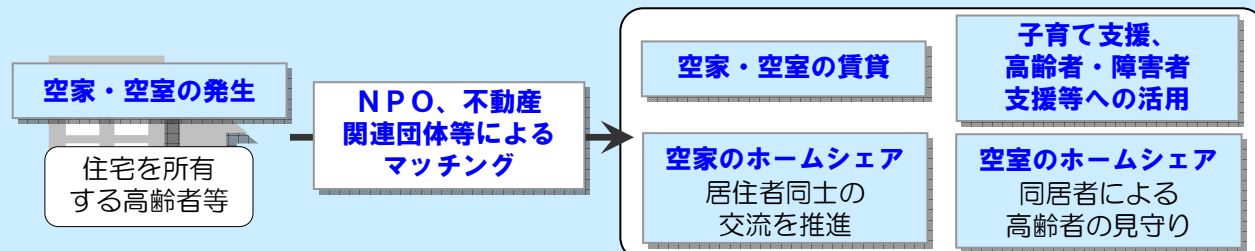
今後築年数が30年を超える分譲マンションが増加することから、適切な維持管理を支援するため、新たに(仮称)分譲マンション管理組合連絡協議会の設立を支援します。



3. 住宅資産活用プロジェクト

ーNPOと連携したホームシェア等の推進ー

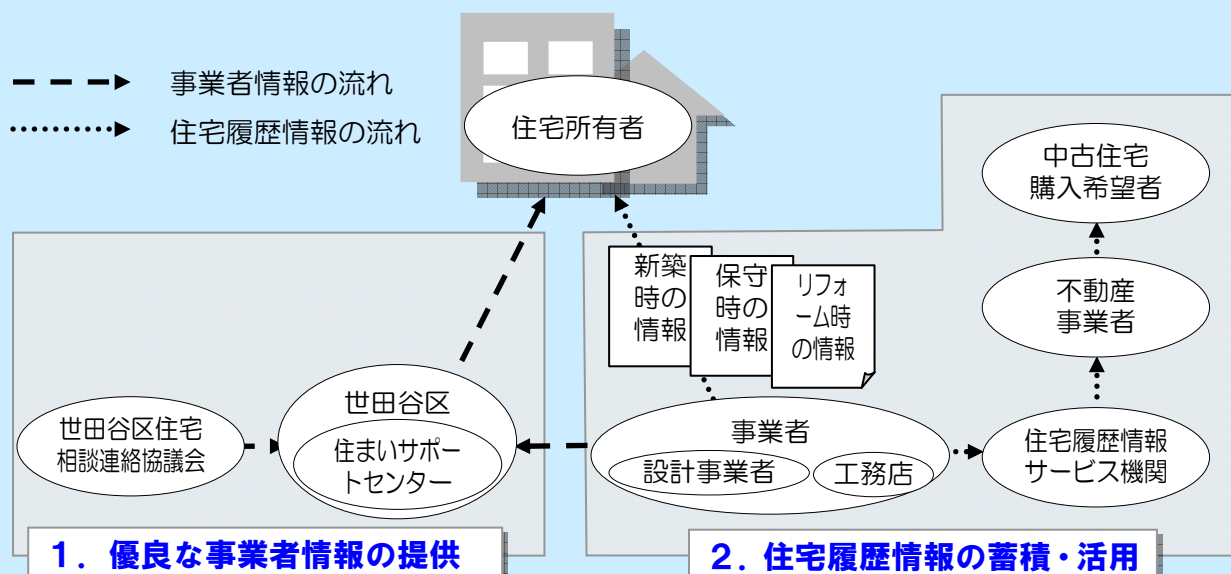
高齢者等が所有する空室・空家などの住宅資産を有効活用するため、ルームシェアや空家の賃貸化などのほか、NPOが仲介を行い若者等への「ホームシェア」事業を行います。



4. 住宅関連情報提供プロジェクト

―履歴情報、性能表示等良質な住宅確保に向けた情報提供―

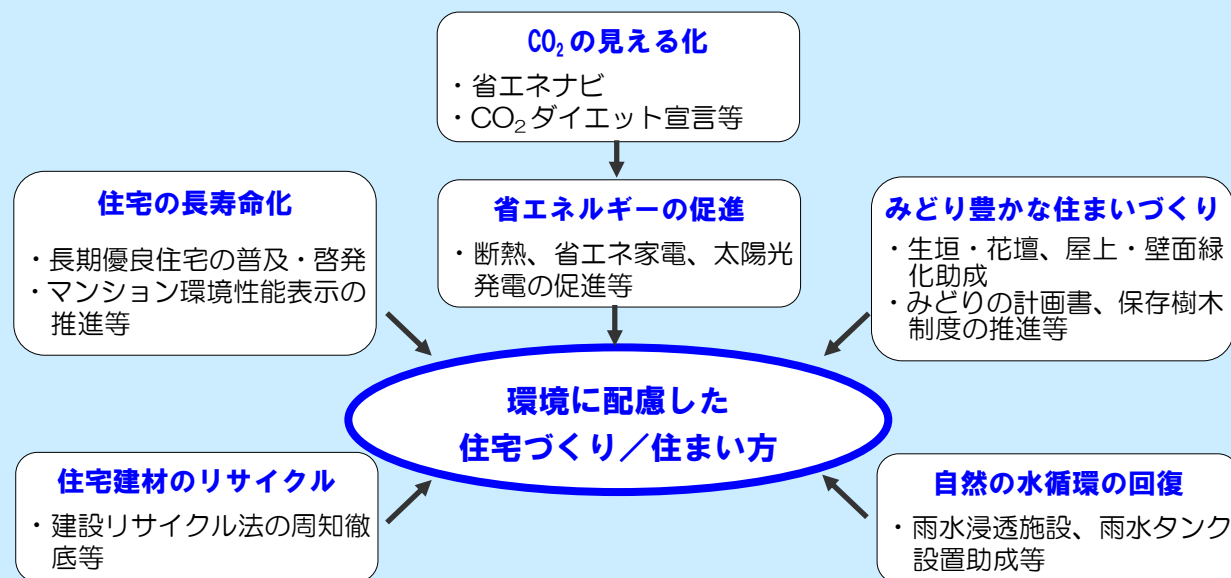
良質な住宅確保を進めるために、住宅性能表示、住宅ストックに関するリフォーム・リノベーションの履歴情報の活用等、地域の住宅関連事業者と連携した取り組みを進めます。



5. 環境配慮住宅推進プロジェクト

―住宅の長寿命化、省エネ、緑化、雨水利用による環境配慮住宅の促進―

家庭部門での CO₂ 排出量削減を進めるために、住宅の省エネ性能を高める「省エネ化」を進めます。また、「みどりとみず」を生かし、様々な制度を活用して緑化等を推進します。



世田谷区第三次住宅整備方針

概要版

平成 23(2011)年 3 月発行
 編集・発行 世田谷区都市整備部住宅課
 編集協力 パシフィックコンサルタンツ(株)
 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27
 電話 03-5432-1111(代)

改定世田谷区交通まちづくり基本計画 概要版

第 1 章

○ 改定の背景

- ・ 今回、小田急線の連続立体交差事業の進捗、新規コミュニティバス路線の導入、自転車等駐車場の整備、都市計画道路や主要生活道路等整備の進捗等の交通基盤整備状況の変化、ならびに更なる少子・高齢化の進展、交通安全・環境問題に対する区民意識の高まりなどを踏まえ、「世田谷区交通まちづくり基本計画」を見直すこととした。

○ 策定目的、位置づけ、目標年度

- ・ 「世田谷区交通まちづくり基本計画」は、世田谷区の将来像を展望しつつ、望ましい交通体系や交通サービスの確立を目指して、区の交通に関する施策の基本方針として平成 14 年 9 月に策定したものである。
- ・ 「基本計画」の個別計画であるとともに、「都市整備方針」に定める街づくりに関する目標を実現するため、分野別整備方針として策定するものである。
- ・ 「基本計画」等の計画期間との整合をとり、平成 27 年（26 年度）を目標年度とする。

第 2 章

○ 動向

- ・ 人口・世帯の動向
- ・ 世田谷区の地理的特性とパーソントリップの状況
- ・ 環境問題の動向
- ・ 区政の動向
- ・ 区内の交通基盤整備の動向
- ・ 都市交通をめぐる国、都の動向

○ 交通まちづくりにおける今後の課題

- 1 少子・高齢化への対応
誰もが安心して移動できる公共交通サービスの確保・交通基盤の形成
- 2 地球温暖化への対応
公共交通や自転車利用の促進など、環境にやさしい交通体系の整備
- 3 区民・NPO等、交通事業者、行政の協働・連携
地域の活性化や持続可能な施策推進のため、協働・連携を強化
- 4 交通基盤整備の推進
道路整備の推進や交通結節機能の強化による交通ネットワークの充実、移動しやすさの向上
- 5 身近な公共交通サービスの確保
コミュニティバスの導入、多様な交通手段の確保

第3章

○ 交通まちづくり方針

目標1 世田谷区内の移動しやすさ（モビリティ）の向上

- ・ 公共交通ネットワークの形成
便利で快適なバスや鉄道等の公共交通機関が利用できるよう、公共交通ネットワークの形成を図る。
- ・ 円滑な自動車交通の確保
ラッシュ時間帯においても、自動車で区内をスムーズに移動できる環境の整備を図る。

目標2 環境的に持続可能な交通体系の整備

- ・ 公共交通や自転車の利用環境の向上
地球環境に貢献するため、公共交通や自転車の利用環境の向上を図ることにより、利用を促進する。
- ・ 自動車による環境負荷の軽減
低公害自動車の普及や円滑な交通流動による環境負荷の軽減等を図る。

目標3 誰もが安心して移動できる安全な交通基盤の形成

- ・ ユニバーサルデザインの推進
障害の有無、年齢、国籍等に関わらず、あらかじめすべての人が利用しやすいような交通基盤の整備を進める。
- ・ 安全で快適な歩行空間等の形成
自動車交通と歩行者、また、自転車等が錯綜しない安全で快適な歩行空間等の形成を図る。

○ 基本的な取り組み方

1 地域特性を生かした交通まちづくりの推進

- ・ 交通の軸と拠点
- ・ 道路等都市基盤整備と合わせたネットワーク
- ・ 地域のストックを踏まえたネットワーク

2 区民・NPO等、事業者、行政の協働による交通まちづくり

- ・ 協働の必要性
- ・ 住民・NPO等、事業者、行政とのパートナーシップ
- ・ 交通まちづくりにおける協働のあり方

3 ハード施策とソフト施策の総合化

- ・ 道路整備等の交通施設の整備と、人的な協力・支援体制の確立等

第4章

○ 交通手段別の目標

【公共交通】

施策1 総合的な公共交通体系の構築

方策1 鉄道・バス等による公共交通ネットワークの形成

方策2 駅前広場等の整備

方策3 協働による取り組みの推進

施策2 公共交通のユニバーサルデザインの推進

方策1 交通施設の面的なユニバーサルデザイン化

方策2 交通機関のユニバーサルデザイン化

【鉄道交通】

施策1 連続立体交差化の促進

方策1 連続立体交差事業の推進及び検討

方策2 駅周辺のまちづくり、駅前広場等の整備

施策2 鉄道駅やその周辺地域のユニバーサルデザインの推進

方策1 鉄道駅のユニバーサルデザイン化

方策2 駅周辺地域のユニバーサルデザイン化

施策3 エイトライナーの導入促進

方策1 エイトライナーの導入促進へ向けた働きかけ

【バス交通】

施策1 バスネットワークの充実

方策1 バス路線網の充実

方策2 バス走行環境の確保

方策3 駅前広場へのバスの乗り入れ

施策2 バス運行サービスの充実

方策1 バス運行サービスのユニバーサルデザイン化

方策2 バス停留所施設の整備

方策3 バス走行環境の向上

方策4 バス運行頻度の維持・向上

【自動車交通】

施策１ 道路整備等による円滑な自動車交通の確保

- 方策１ 道路整備の推進
- 方策２ 自動車交通の需要抑制
- 方策３ 路上駐車対策の促進

施策２ 交通事故対策の実施

- 方策１ 交差点改良
- 方策２ 交通安全の啓発活動
- 方策３ 路上駐車対策の促進（再掲）

施策３ 環境対策の実施

- 方策１ 環境に配慮した道路整備の推進
- 方策２ 自動車に過度に依存しない交通体系の構築
- 方策３ 環境に配慮した交通の啓発活動

【自転車交通】

施策１ 放置自転車対策の実施

- 方策１ 「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」の見直し
- 方策２ 自転車等駐車場の整備
- 方策３ 既存施設の有効活用
- 方策４ レンタサイクルポートの普及推進
- 方策５ 放置自転車防止・安全利用キャンペーン等の実施

施策２ 安全で快適な自転車走行空間の整備

- 方策１ 「世田谷区自転車等の利用に関する総合計画」の見直し（再掲）
- 方策２ 基本計画及び実施計画の策定、実現の推進

施策３ 自動二輪の違法駐車対策の実施

- 方策１ 自動二輪の違法駐車対策の実施
- 方策２ 自動二輪車駐車場の整備

【歩行空間】

施策１ 歩行空間の整備

- 方策１ 主要な生活道路の歩道整備
- 方策２ 歩行者空間ネットワークの整備
- 方策３ 住宅街区の歩行空間整備
- 方策４ 住民や商店街等と一体となった取り組み

施策２ 歩行空間のユニバーサルデザインの推進

- 方策１ 歩行空間のユニバーサルデザイン化
- 方策２ 歩道の有効幅員の確保

施策３ 商店街における歩行空間の改善

- 方策１ 地区交通計画の策定
- 方策２ 不法占用物件の除去や是正
- 方策３ 歩行空間の整備

第 5 章

○ 重点施策と展開方針

- 1 道路と鉄道の立体化の促進
- 2 エイトライナーの導入促進
- 3 バスネットワークの充実
- 4 （仮称）自転車走行空間ネットワーク構想の推進
- 5 「環境的に持続可能な交通」を考えるイベント等の開催
- 6 交通施設のバリアフリー化の推進
- 7 歩行者・自転車優先の地区交通計画の推進

世田谷区

みどりとみずの基本計画

平成20年度～平成29年度 《概要版》

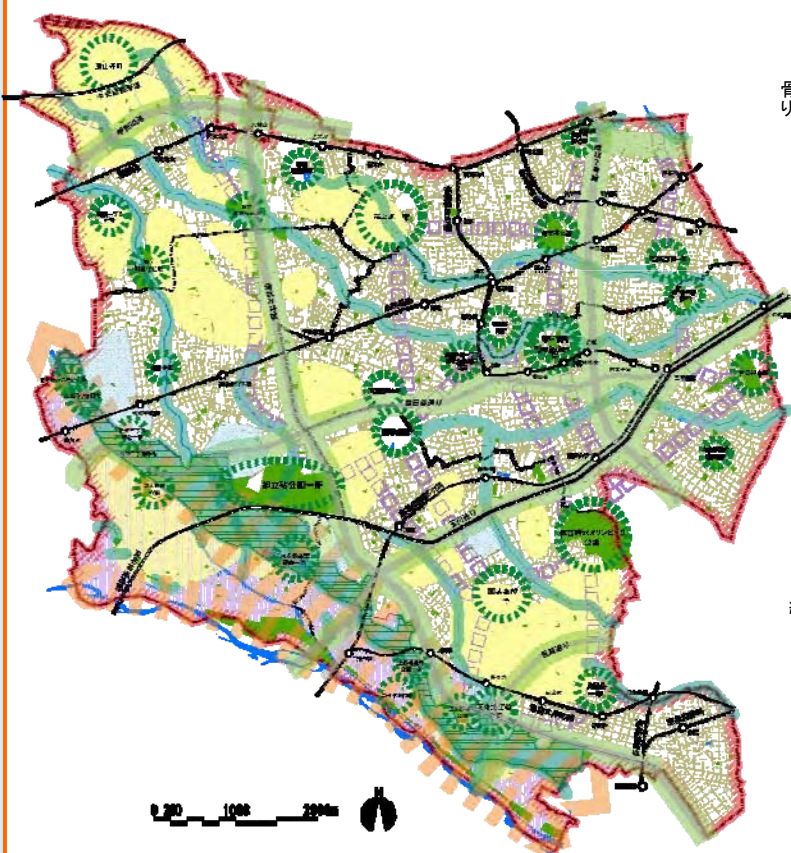
世田谷みどり33に向けて



計画の目標

「みどりとみずの環境共生都市・世田谷」の実現をめざします。

● みどりとみずのまちの将来構造図 ●



■ みどりとみずの骨格をつくります。



大規模公園やまとまりのあるみどりをみどりの拠点として、拡げていきます。



国分寺崖線と多摩川を骨格的なみどりとみずの軸として、重点的に保全します。



河川や緑道をみどりとみずの軸として、緑化や水辺を再生します。



幹線道路とその沿道をみどりの軸として、道路や沿道を緑化します。



軸と拠点をつなぎネットワークをつくります。



区全域で雨水浸透、雨水貯留を進めます。

■ 地域特性に応じたみどりとみずのまちづくりを行います。



区全域を緑化重点地区として、緑化を推進します。



駅周辺の緑化を進め、商店街へみどりを拡大します。



住宅地では、農地や樹林のみどりを保全しつつ、新たな緑化を進めます。



街づくり事業と連携して、まとまりあるみどりの保全と緑化を進めます。



防災街づくり地区等では、防災街づくりのなかで緑化を進めます。

世田谷みどい33に向けて

● 区制 100 周年（2032（平成 44）年）にみどり率 33%の達成をめざします ●

< 10 年間の目標 >

● 2017(平成 29)年にみどり率 27.5%の達成をめざします。

● 112ha のみどりとみずを増やします。

< 目標量 >

公園	24.5ha
道路	19.5ha
学校	9.6ha
公共施設	5.6ha
民有地	74.8ha
農地	-22.0ha（減少を抑制）

※ みどり率は、樹木、草、農地等の緑で被われた土地の面積率（緑被率）に「公園内の緑で被われていない部分」「河川等の水面」の面積割合を加えたもの。

目標を実現するために4つの基本方針とそれぞれの施策をまとめました。

基本方針

世田谷らしいみどりとみずの保全

1-1

国分寺崖線の保全



国分寺崖線

- (1) 特別緑地保全地区、市民緑地、特別保護区、保存樹木・樹林地、小さな森等の諸制度の活用
- (2) 国分寺崖線保全整備条例ほか 3 条例による建築規制及び緑化
- (3) 「地区計画」や「緑地協定」によるみどりの保全、創出
- (4) みどりを守り増やすための基金による緑地の確保
- (5) 崖線のみどりとみずのふれあい、守り育てる運動の促進
- (6) 国分寺崖線にある湧水の保全活用

1-2

生物生息空間の保全・回復とネットワーク化



ビオトープ

- (1) 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくりの推進
- (2) 学校ビオトープづくりの推進
- (3) 区民参加による身近な生き物調査の推進

1-3

社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりの保全



- (1) 開発時における既存のみどりの保全
- (2) 大規模敷地の緑地保全方針の策定
- (3) 特別緑地保全地区、市民緑地、特別保護区、保存樹木・樹林地、小さな森等の諸制度の活用
- (4) 地域のみどりとみずの財産を知り、守り育てる運動の拡大
- (5) 「地区計画」や「緑地協定」によるみどりの保全
- (6) 風景づくり計画と連携した景観重要樹木指定の検討
- (7) 樹木のリサイクルの促進
- (8) 名木百選や巨樹の PR

1-4

農が培ってきたみどりの保全



- (1) 農業の基盤づくり
- (2) ふれあい農業の推進
- (3) 体験農園の拡充
- (4) 次大夫堀公園の自然体験農園の開設
- (5) 区民農園の充実
- (6) 新たな生産緑地地区の指定
- (7) 環境農地の保全活用に向けた新たな方策の検討
- (8) 国へ相続税納税猶予制度の改正等を要望
- (9) 他の自治体と連携した農地の保全運動

2-1

水循環の回復と水環境の改善



雨水タンク

- (1) 道路、公園、公共施設及び開発行為や集合住宅建築、駐車場等における雨水浸透・雨水貯留施設設置、透水性舗装、保水性舗装の推進と指導
- (2) 建築時の雨水浸透施設設置の全戸普及の推進
- (3) 建物への雨水貯留・利用の促進と雨水タンク設置助成
- (4) 湧水や河川水の導水、下水高度処理水の活用による河川の水量の確保
- (5) 建築時の地下水・湧水保全指導
- (6) 野川に入る合流式下水道の改善を都へ要望
- (7) 河川の浚渫、清掃
- (8) 地下水・湧水調査や河川の水質調査
- (9) 流域連絡会、NPO、地域住民等との連携による河川環境の保全

2-2

災害に備えた水環境の整備

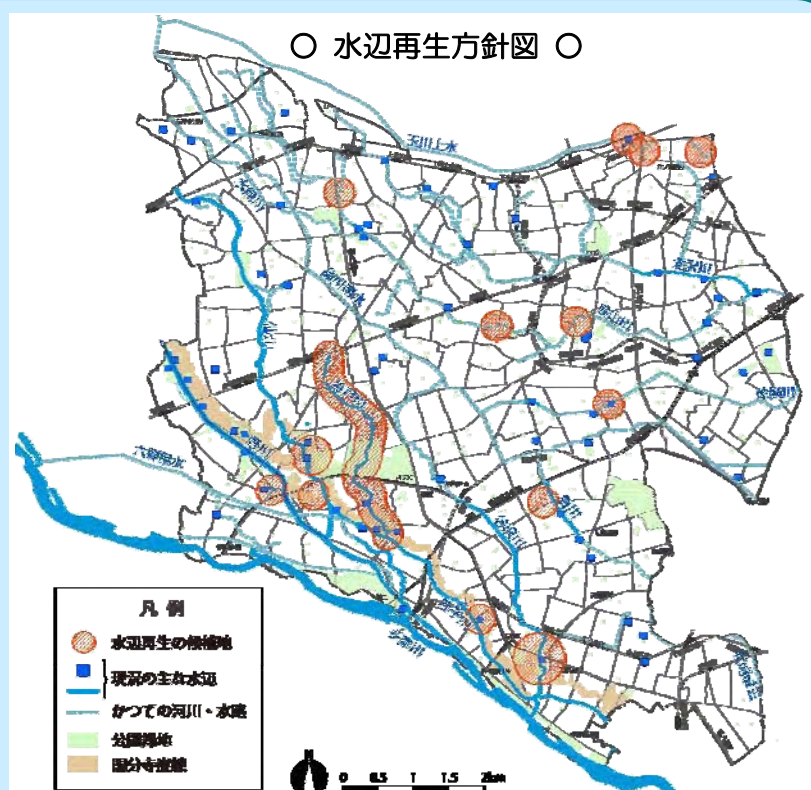
- (1) 雨水浸透施設の設置の促進
- (2) 雨水流出抑制としての雨水貯留の推進
- (3) 河川改修、調整池の設置等を都へ要望
- (4) 災害発生に備えた震災対策用井戸、防火水槽等の確保と水辺の再生



2-3

地域に親しまれ、区民がふれあえる水辺の再生

- (1) 水辺ネットワークの形成
- (2) 多様な生き物のすみかの創出
- (3) 水辺とともにある地域の水文化の再生
- (4) 防災などの機能を果たす水辺の整備の推進
- (5) 水辺の再生に向けた水源の確保
- (6) 区民との協働による水辺づくりや保全活動の推進
- (7) 多摩川の自然環境の再生
- (8) 子どもから高齢者まで誰でもふれあえる水辺の整備
- (9) 水の恵みについて学べる水辺の整備



3-1 みどりとみずによる安全なまちづくり

- (1) 防災上の重点課題のある地区にみどりとみずの防災機能を拡充
- (2) みどりを活かした防災活動拠点の形成

3-3 道路の緑化



- (1) 木がのびのびと育つ道路づくり
- (2) 地域の特性に応じた道路緑化
- (3) 道路緑化の実験
- (4) 道路緑化整備指針の策定
- (5) フラワーロードの整備
- (6) みどりの軸の実現のための都・国との連携
- (7) 外環の整備時の十分な緑化や地下水の保全を国へ要望
- (8) 高架下の緑化や壁面緑化の要望

3-4 みどりの学校づくり



- (1) 校庭芝生化の推進
- (2) 屋上緑化の推進
- (3) みどりのカーテンづくり
- (4) シンボルツリー植樹
- (5) 学校ビオトープの整備

3-5 みどりの公共施設づくり

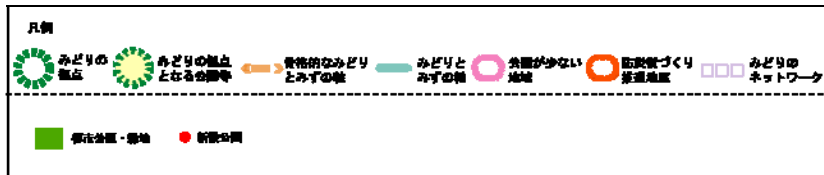
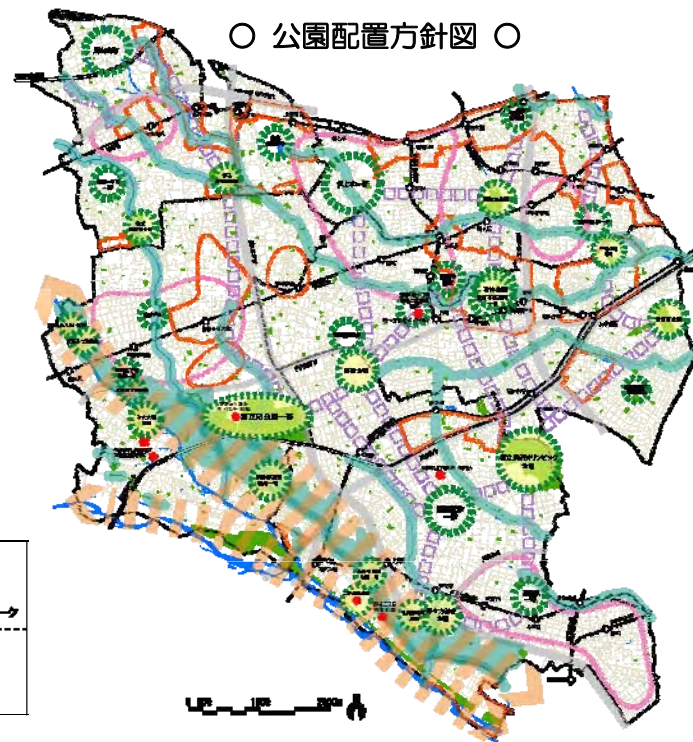
- (1) 公共施設の特性を活かした緑化の推進
- (2) 「地域の庭」の育成
- (3) 花の名所づくり



3-2 公園緑地の整備と運営管理

● 新たな公園緑地の整備

- (1) 中規模公園緑地の整備
- (2) 公園緑地の拡大
- (3) 街づくり事業と連携した良好な公園緑地の整備
- (4) 効果的な手法による都市計画公園の整備
- (5) みどりを守り育てる基金による公園緑地の確保
- (6) 新たな都市公園制度の活用
- (7) 寄付公園制度の設置



● 安全・安心で魅力的な公園づくり



- (1) エコロジカルなまちづくりをリードする公園づくり
- (2) 防災公園づくり
- (3) 安全・安心の公園づくり
- (4) 公園のユニバーサルデザインの推進
- (5) 「健康せたがやプラン」と連携した公園緑地の活用
- (6) 子どもがのびのび遊べる公園づくり
- (7) 花による緑化の推進
- (8) パートナースhipによる管理協定制度の新たな展開
- (9) 公園いきいき事業の推進

3-6 民有地のみどりのまちづくり

● みどりと花いっぱい運動の推進



- (1) みどりと花のあるまちづくりの普及啓発や運動の推進
- (2) 道路沿道の緑化の促進
- (3) 屋上緑化、壁面緑化
- (4) 駐車場の緑化の促進
- (5) 駅周辺や商店街緑化の促進
- (6) 空地の花による緑化
- (7) 企業敷地等の緑化の促進
- (8) 鉄道沿線の緑化の促進
- (9) 鉄道の車窓からのみどりの風景づくりの促進

● 緑化の指導の推進



- (1) みどりの計画書の届出制度等による緑化指導の強化
- (2) 地区計画等緑化率条例制度や緑化地域制度の活用

● 緑化の顕彰や支援・誘導の推進

- (1) 建築物緑化認定制度の創設
- (2) 緑化施設整備計画認定制度の活用
- (3) 緑化助成制度の拡充による多様な緑化の促進
- (4) 樹木のリサイクルの促進



● 雨水浸透や雨水貯留の促進

- (1) 住宅の雨水タンク設置助成などの雨水の貯留と利用の促進
- (2) 集合住宅等における雨水浸透施設設置、雨水貯留の促進
- (3) 建築時の雨水浸透施設設置の拡充

4-1

みどり文化の情報発信

- (1) 「せたがやグリーンライフ」情報誌の発行
- (2) ホームページ、地域情報誌等多様な情報媒体を活用したみどり情報の発信
- (3) 「街かどみどりの情報板」の公園や緑道への設置



公園内の掲示板

4-2

学習体験の場と機会の拡充



国分寺崖線発見マップ

- (1) 「(仮称)グリーンライフマップ」による身近なみどりとみずにふれあえる場の紹介
- (2) フィールドミュージアムの整備
- (3) 特色ある公園緑地の整備や市民緑地の確保、水辺の再生などの多様なグリーンライフの場づくり
- (4) 多様な区民の生活スタイルに応じたグリーンライフの提供
- (5) 学校の地域学習や地域の生涯学習等と連携したみどりとみずの学習機会拡充

4-3

区民、事業者のみどりとみずを守り育てる活動の支援



- (1) 保存樹木・樹林地制度の活用による樹木・樹林地の保全支援の推進
- (2) 生垣、花壇造成、屋上緑化・壁面緑化の助成制度による緑化活動支援
- (3) 雨水浸透施設設置、雨水タンク設置の助成制度の活用推進
- (4) 緑化相談の拡充
- (5) 建築物等の緑化認定などの「(仮称)世田谷みどり33認定制度」の設置
- (6) 寄付による公園づくり
- (7) みどりとみずの活動表彰
- (8) 企業の緑の貢献活動の支援
- (9) みどりのボランティアを行う際の活動メニューの紹介
- (10) 風景づくり活動との連携

4-4

みどりとみずの活動を支える人材の育成



トラストまちづくり ビジターセンター

- (1) みどりの推進員制度の活用
- (2) みどりとみずの活動の担い手の育成
- (3) トラスト運動への参加の呼びかけ
- (4) 落ち葉掃きボランティアや花壇ボランティア、公園ボランティアなどの人材の募集
- (5) 学校での芝生の維持管理ボランティア、ビオトープボランティアなどの人材の募集
- (6) みどりとみずを守る活動を行う団体同士の交流

世田谷区みどりとみずの基本計画は、区政情報センター（世田谷区民会館内）と総合支所区政情報コーナー、みどり政策課出張所、まちづくり出張所、区のホームページでご覧になれます。

区民情報センターと区政情報コーナーで有料で頒布しています。



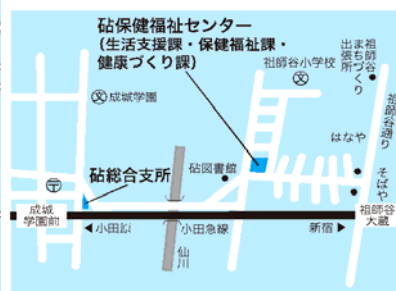
北沢総合支所

北沢 2-8-18
TEL: 5478-8000
● 小田急線・井の頭線下北沢駅南口徒歩5分
● バス北沢タウンホール（駒沢陸橋～北沢タウンホール）



玉川総合支所

等々力 3-4-1
TEL: 3702-1131
● 大井町線等々力駅徒歩1分
● バス等々力（等々力～渋谷駅・玉堤循環、等々力操車所～東京駅南口・祖師ヶ谷折返所・成城学園前駅）



砧総合支所

成城 6-3-10
TEL: 3482-1321
● 小田急線成城学園前駅徒歩3分
● バス成城学園前駅（成城学園前駅～渋谷駅・等々力操車所・用賀駅・二子玉川駅・都立大学駅北口・千歳船橋駅・神代団地・狛江営業所・調布駅南口・千歳鳥山駅・狛江駅）



烏山総合支所

南鳥山 6-22-14
TEL: 3326-1202
● 京王線千歳鳥山駅徒歩5分
● バス千歳鳥山駅（南口）（千歳船橋駅・成城学園前駅西口～千歳鳥山駅（南口））
● バス千歳鳥山駅（北口）（成城学園前駅西口～千歳鳥山駅（北口））
● バス烏山総合支所前（吉祥寺駅～千歳鳥山駅（北口））



世田谷区役所

世田谷 4-21-27
TEL: 5432-1111（代）
● 世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩5分
● バス世田谷区民会館（渋谷駅・田園調布駅・五反田～世田谷区民会館）
● バス世田谷区役所入口（渋谷駅～上町・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園駅・調布駅南口、等々力～祖師ヶ谷折返所）



世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27
<http://www.city.setagaya.tokyo.jp/>

TEL 03-5432-2281
FAX 03-5432-3083

みんなで増やそう せたがやのみどり



みどりを育てる 地域緑化地区

地域にお住まいの方々や地域の団体と、区が緑化に関する協定を結び、地域に根ざした特色のある緑化を推進しようとする制度です。この制度により区内には現在、41箇所の地域緑化地区が締結されています。

図 公園緑地課



千歳船橋の
地域緑化

公園管理協定制度

公園・緑道などの維持管理活動に意欲のある地域の団体と世田谷区が協定を結び、地域の方々と行政が一緒に公園の維持管理を行うボランティア活動の制度です。この制度により、現在156箇所の公園が地域の皆さんにより管理されています。

図 公園緑地課

花のあるまちづくり運動事業

地域の住民の手によって、花壇やプランターを使い、世田谷を花いっぱいにするという制度です。多くの方がみどりの風景を共有できるように、道路などの公共用地に接している民有地を利用してもらいます。3軒以上のグループができれば、花づくりに必要な資材や場所を規模に応じて助成します。毎年3月に募集し、助成期間は3年間です。

図 世田谷トラストまちづくり

みどりを増やす 屋上緑化・壁面緑化助成

建築物の屋上や壁面は、都市部における貴重な緑化スペースです。新たに屋上に植栽基盤を整備する場合や、外壁面をつくる性植物等で緑化する場合に整備費用の一部を助成します。

図 みどり政策課



深沢環境共生住宅

生垣・花壇造成助成

接道部の緑化は地域の街並み景観を向上させ、潤いと安らぎを与えます。新たに接道部の生垣・花壇を造成する場合、

用語解説

みどり率とは・・・

樹木、竹林、草地、農地、屋上緑地、水面および公園の面積が全面積に占める割合を「みどり率」と呼んでいます。

国分寺崖線とは・・・

多摩川が10万年以上かけて武蔵野台地を削り取ってできた段丘で、樹林や湧水など豊かな自然環境に恵まれています。

ヒートアイランドとは・・・

高密度のエネルギーが消費される都市部で、みどりが減りアスファルトやコンクリートが増えることにより排熱が貯まり、周辺より気温が高くなる現象です。

世田谷区では、「みどりの基本計画」にもとづいて、みどりを守り、育て、増やす取り組みをしています。このパンフレットでは、みどりにまつわる数字（データ）から、せたがやのみどりの現状をご紹介します。さて、今後この大切なみどりを守っていくために、出来ることや、役立つ制度等をご紹介します。

緑化工事費用の一部を助成します。また、ブロック塀の撤去費用も対象になります。

図 みどり政策課

みどりを守る 保存樹木・樹林地の指定

区では、樹木や樹林地のうち、貴重なものやまちのシンボルとなるものを所有者の方々の協力を得て指定し、剪定などの管理支援を行っています。

図 みどり政策課

市民緑地・小さな森

屋敷林などのまとまった樹林地や緑地を、その土地の所有者と世田谷トラストまちづくりが契約を結び、地域の人々に公開する制度です。契約の内容により、管理の支援や固定資産税の減免などを受けられます。「このまま残しておきたいけど、どうにかならないの？」とお悩みの方にはうってつけの制度です。

図 世田谷トラストまちづくり



九品仏浄真寺（奥沢）の保存樹林

みどりを学ぶ 花づくり教室

フラワーランド（正式名称：瀬田農業公園）は、世田谷の農業の中で大きな役割を果たしてきた花卉園芸を中心に、「花づくりのできる公園」としてつくられました。園内の花壇づくりや「花とみどりのまちづくり」の担い手として活躍していただくための「花づくり教室」を開催しています。

図 世田谷トラストまちづくり



花づくり教室の様子

問い合わせ先

みどり政策課

公園緑地課

世田谷トラストまちづくり

電話：03 (5432) 2281

電話：03 (5432) 2295

電話：03 (6407) 3311

せたがやの

みどり



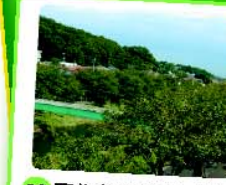
Setagaya Green Data 2008
世田谷区みどりの資源調査
概要版



01 上北沢駅前の桜並木



02 北沢川緑道



03 国分寺崖線のみどり



04 砧公園



05 農地のみどり



06 生垣のみどり



07 喜多見ふれあい広場



08 屋上緑化のみどり



09 無原罪 特別保護区



10 成城三丁目緑地



11 なかんだの坂
市民緑地



12 ねこじゃらし公園



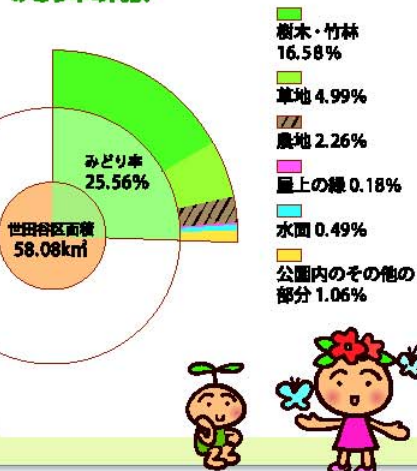
みどりの
いろいろ



みどりの現況

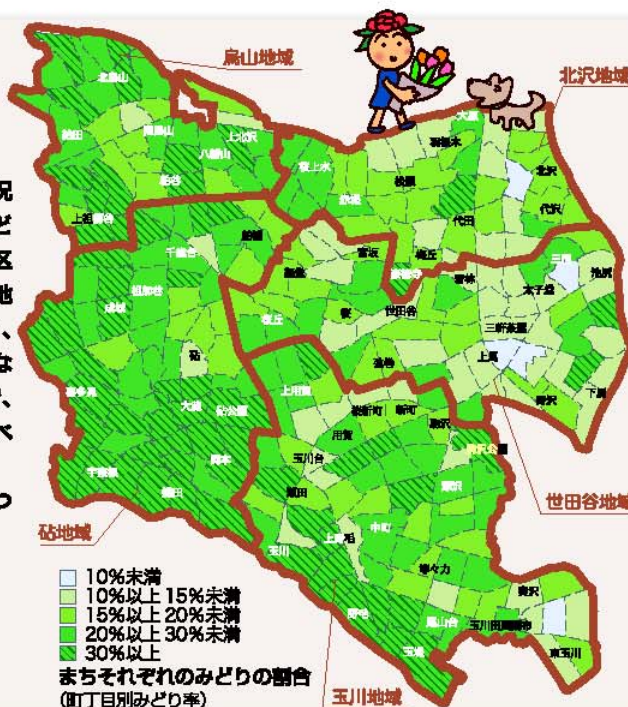
世田谷区のみどり率は25.56%です。そのうちの6割以上が樹木で占められています。

みどり率の内訳



数字で見る 世田谷のみどり

世田谷区は、区内のみどりの状況を把握するために、定期的のみどりの資源調査を行っています。区内に占めるみどりの割合から、地域ごとのみどり、施設のみどり、まちの骨格となるみどり、様々な角度からみどりを調べることで、これから何を守り育てていくべきかが見えてきます。さて、そんなみどりを知るいくつかのデータを紹介します。

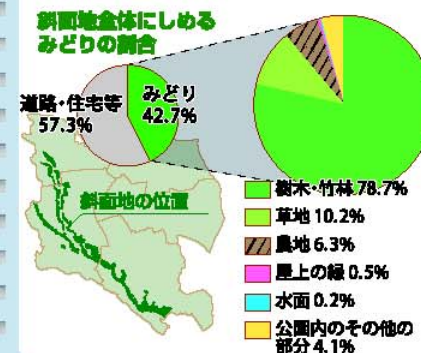


みどりの生命線 [国分寺崖線]

区のみどりの軸である国分寺崖線のみどりの面積は、約1,077,200㎡。

多摩川、野川の流域に沿った斜面地にまとまったみどりが連なる国分寺崖線は、区の貴重なみどりの生命線です。

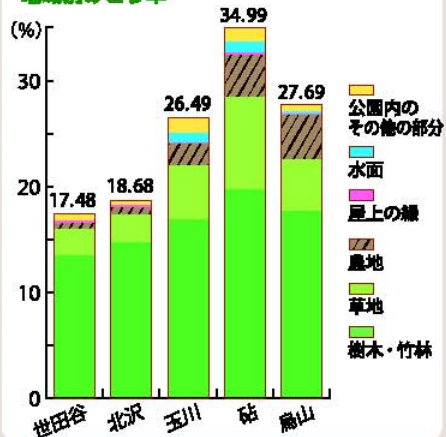
斜面地のみどりの内訳



地域別に見るみどり

みどり率が最も高い地域は砧地域です。世田谷地域や北沢地域は樹木の占める割合が大きく、地域によって特徴のあるみどりが見られます。

地域別みどり率

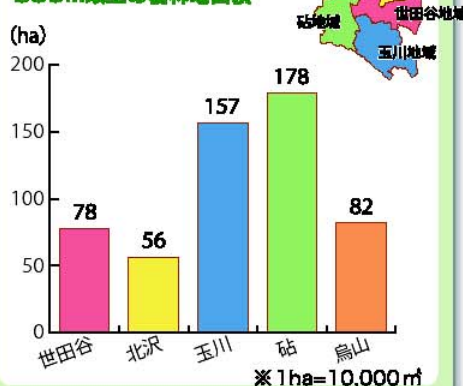


まとまりのある樹林

区内には300㎡以上*のまとまりのある樹林地が551haあります。生き物にとって、まとまりのある樹林はとても大切な生息環境になります。

*空から見たときに樹冠が300㎡以上つながっている樹林地です。

300㎡以上の樹林地面積



屋上はみどりの可能性！

建物の屋上や壁面・ベランダは、みどりを増やす可能性に満ちています。これらを緑化することはヒートアイランド現象の抑制にも効果があります。屋上緑化の総面積102,231㎡は大蔵運動公園にも匹敵する広さです。

地域別の屋上面積と屋上緑化面積

	屋上面積* ㎡	屋上緑化 面積 ㎡	屋上の 緑化率 %
世田谷	407,103	20,214	5.0
北沢	305,859	13,206	4.3
玉川	444,747	30,315	6.8
砧	338,705	25,783	7.6
烏山	149,838	12,713	8.5
合計	1,646,253	102,231	6.2

*屋上面積：区内の建物のうち、手摺りがあり屋上に出られる平坦な屋根の面積です。

目に触れる接道部のみどり

接道部のみどりを調査したところ、私道を含めた総延長約3,253.8kmの36.5%が緑化されていました。緑化の総延長1,187.5kmは、東京～奄美大島間くらいの距離にあたります。

生垣の緑化、その他の緑化（高木・中木・低木・ツタ類）を道路際の塀の有無を含めて調査しました。

